

告示

埼玉県告示第百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
医療法人双鳳会 山王クリニック	白岡市寺塚一二三―一	令和六年三月三十一日
朝霞台駅前みなみ耳鼻咽喉科	朝霞市東弁財一―五―一八カロ―タ二F	令和五年十二月三十一日
医療法人笠井歯科医院	春日部市豊町五―一九―五	令和六年一月三十一日
大原歯科医院	狭山市東三ツ木一〇二―一―一五	令和六年一月二十四日
医療法人社団雅桜会 根津歯科医院	草加市高砂一―三―二五	令和六年三月三十一日
平山歯科クリニック	本庄市児玉町吉田林一九七―一	令和六年二月二十九日